相談事例

ID: 04-07-009

相談タイトル

南側隣地のブロック塀を建物外壁として使用していることについて

Q:ご相談内容

相談者の南側敷地に40年以上放置された建物が建っていて、相談者の方との境界部分のブロック塀に窓状の開口があり屋根も係っていて建築物の状態になっている。

この建物(ブロック塀)が風化により崩れかけてきて危険であり、また、その下屋部分に係る樋が相談者宅の敷地内にあり、雨水も入ってくる状況にある。

是正対応をしてもらえないか。

(市役所建築指導課に相談した後に連絡があったもの)

A:回答

建築基準法(公法・強行規定)に抵触する内容があれば、特定行政庁である市役所建築指導課で、是正に向け対応を行うものと考えます。 樋の部分の越境していることや、雨水が浸入することにつきましては、民事的内容になり、民法に規定等がありますが、その是正に向けての対応は、相談者の方が相手方にその旨、申し出を行い実現していくこととなります。市役所建築指導課で現地を確認し、建築基準法上の対応を行うようですので、その進捗状況も見ながら民事的内容も併せて対応されてはと考えます。